

**【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」
(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)**

佐 古 田 彰

西南学院大学法学論集
第55巻 第2号 抜刷
2022年 9月 発行

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」 (第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「ノースター号事件」(パナマ対イタリア) 国際海洋法裁判所先決的抗弁判決
判 決

I. 序

II. 両当事国の申立

III. 事実の概要

IV. イタリアの先決的抗弁の範囲に関するパナマの裁定要請とそれに対するイタリアの異議申立て

V. 海洋法条約287条に基づく宣言

VI. 管轄権についての抗弁

1. 海洋法条約の解釈適用に関する紛争の存在

2. 人的管轄権

(以上、本誌55巻1号)

3. 海洋法条約283条に基づく意見交換

VII. 受理可能性についての抗弁

VIII. 主文

Treves 特任裁判官反対意見

(以上、本号)

3. 海洋法条約283条に基づく意見交換

176. イタリアは、海洋法条約283条1項に基づく交渉その他の平和的手段による紛争解決をパナマが適切に行っていないことを理由に、当裁判所の管轄権について抗弁を提起した。

177. イタリアは、当該義務が適用されるのはまずは原告側であり原告が先に行動しなくてはならない、と主張する。

178. イタリアによると、海洋法条約283条における義務は、附属書Ⅶ仲裁裁判所がバルバドス対トリニダード・トバゴの事件の判決で示したように、「『交渉により紛争を解決したい……と考える側の当事者に課せられた義務』から成る」。同国によると、283条は、両当事国に対し、その時点の状況において最適な解決手段について意見を示すことを求めているのであって、これは裁判に訴える意思を表明する時点のことではない、という。

179. イタリアは、両国の意見が一致していない実質部分 (substance) について交渉することまで必要だと主張しているわけではなく、また海洋法条約283条の文言が示しているのは意見交換の主題は紛争解決手段にのみ関係していることも承知しているけれども、原告は裁判手続を開始する前に当該紛争の概略とその紛争と海洋法条約との関連性とを十分に判断しうよう請求の主題を示さなくてはならない、と主張する。イタリアによると、「被告側は何らかの対応をしなくてはならないという、誠実と法に基づくこの常識的条件が満たされたのは、1度だけであった」、という。

180. イタリアは、ノースター号の差押えに関して Carreyó 氏とパナマ政府から受け取った連絡文書は、海洋法条約283条1項の要件を満たしていない、と主張する。

181. イタリアの見解では、これらの連絡文書は一貫していないし継続してもいない、という。すなわち、ある連絡文書は、船舶の釈放を要請しつつ早期釈放手続を開始する意向も示しており、他方、別の連絡文書は、純粹に交渉による紛争解決を試みることなく、法的に適切でない方法で損害賠償請求を別途主張している。イタリアは、「パナマは、早期釈放手続を開始する意向を示しつつ、訴訟を提起する意向も何度か表明した」、と指摘する。

182. イタリアによると、海洋法条約283条に言及した唯一の連絡文書は Carreyó 氏の「2004年8月3日書簡」であり、その後、この書簡の送り主が何らかの政府的資格を有するとイタリアに通知された、という。確かにこの書簡では283条に明白に言及がなされているけれども、現実の協議の要請はなされていない。この書簡が送付された後も、同国が Carreyó 氏からあるいはパ

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（2・完）

ナマから受け取った連絡文書は一切、意見交換、協議、交渉のいずれも提案していなかった、という。

183. イタリアは、同国が受け取った連絡文書の内容はこのように意見交換のためのものとはいえないとした上で、更に、こういった連絡文書が関連性を有するためにはその文書が国の代表者により作成されるべきであるが、本件事件での連絡文書はそういうものではない、という。これに関して、イタリアは、Carreyó 氏からの連絡文書はパナマに帰属しえない、なぜなら同氏はパナマのためにイタリアと政府間意見交換を行う代表権限と資格を持たないからである、と主張する。

184. Carreyó 氏がパナマを代表する適当な権限を持たないとするイタリアの主張は、前述66項～72項でも述べられている。

185. この点について、イタリアは、2000年12月2日付の当裁判所書記宛でのパナマ外務大臣書簡は、ノースター号事件においてパナマ政府のために行動する権限を Carreyó 氏に与えたとはいえない、という。イタリアは、「この文書は、同氏にパナマのために訴訟を提起する権限を与えるためだけのものであって、海洋法条約292条の意味における早期釈放手続に明白に限定されている」、と指摘する。

186. イタリアは、「パナマから、Carreyó 氏が [海洋法条約] 283条に基づく交渉ないし意見交換を行う権限をパナマ政府から委任されたとの通知は、受けていない」、という。

187. そして、イタリアは、パナマは、海洋法条約283条1項に基づき交渉によりあるいは他の平和的解決手段により当該紛争の解決を得る目的で、意味のある法的に適当な方法で意見交換を行ってはいない、と主張した。

188. これに対し、パナマは、パナマ海事庁（Panama Maritime Authority）の商船局（Panama Merchant Marine）で登録された1隻の船舶がイタリアの裁判所命令に基づき違法に抑留されていることを常に主張しており、その主張をイタリアに対し書面で通知した、という。パナマは、イタリアとの連絡を開始したのは、ノースター号の不法な差押えにより生じた損害についての適当な

金額を共同して決めることによってこの問題を解決しようと考えたためであった、と指摘する。

189. パナマは、イタリアと意見交換を行う義務を果たした、と主張する。パナマによると、同国は、イタリアへの連絡文書において、主題の範囲が特定された紛争が存在していることを通知し、かつ当該紛争を交渉の文脈に位置づけており、これにより海洋法条約283条の要件は満たされた、という。

190. パナマは、自国の主張を支えるため、2001年8月15日の最初の書簡以降のいくつかのイタリア宛て連絡文書に言及した。これらの連絡文書は、ノースター号の差押えに関して生じたすべての重要な事実を反映していること、当該抑留が不相当であると述べていること、イタリアに対し船舶を釈放し賠償金を支払う意思があるかどうかを問いただしていること、及び、イタリアがこれをしていないならパナマは「ハンブルグの裁判所」に提訴するつもりであると記していること、をパナマは強調する。

191. パナマは特に、イタリア外務省宛ての Carreyó 氏の「2004年8月3日書簡」を重視する。この書簡は、「これは、国連海洋法条約283条に基づくパナマ政府からイタリア政府宛ての書簡である」、と記している。パナマによると、この連絡文書はスペイン語で書かれ、英語、フランス語及びイタリア語に翻訳されている。駐パナマ・イタリア大使館は、これら4言語の書簡の受理を、認証している。パナマによると、この連絡文書において、同国はイタリア政府と解決が得られることを切望しており、もしイタリア政府が本件紛争を海洋法条約287条に従い国際海洋法裁判所の判断に委ねることを希望するなら、パナマ政府はその手続きを進める用意があること、しかしもしイタリアがその同意を与えないならパナマ政府は海洋法条約附属書VIIに規定される仲裁裁判を援用せざるをえないこと、が記されている、という。

192. パナマは、2004年8月31日のパナマ外務省からのイタリア大使館宛て口上書において、Carreyó氏の権限を繰り返し述べた上でイタリアと合意するため協力したいと申し入れた、と主張する。パナマによると、2005年1月7日の口上書をイタリア大使館宛てに送ったのは、「イタリアと連絡しようとした

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（2・完）

結果を明確にするため」である、という。

193. パナマは、2001年8月15日の書簡に記した事実は、イタリア外務省宛ての2010年4月17日付の Carreyó 氏の書簡で繰り返されていることを、強調する。

194. パナマは、「この主題に関するパナマの立場についてイタリアから返答を得ること、したがって交渉または紛争解決の可能性を得ること」を何度か試みた、という。

195. パナマはまた、イタリアに初めて連絡文書を送付してから本件請求訴状を提出するまでの期間が示すように、パナマは本件事件を当裁判所に急ぎ付託する考えはなかった、と主張する。

196. パナマは、自身の請求を支えるため、Carreyó 氏にパナマの法的な代表者として行動する権限が適切に与えられたと主張するが、その主張は前述78項～83項でも述べられている。

197. パナマは、Carreyó 氏への授權が早期釈放裁判に限定されていると解釈することはできない、と主張する。この点について、パナマは、代理人が早期釈放裁判などの付随手続について権限が与えられるとき、その代理人は意見交換を行う資格も有するとみなされるべきであり、委任された権限（power of attorney）に意見交換や賠償請求の権限までを明示的に含める必要はない、という。

198. パナマの見解では、イタリアが海洋法条約283条に基づき誠実に交渉を行う意図を本当に持っていたのなら、「最初のメッセージを受け取った時にその委任された権限についての懸念を通知していたはずである」、という。

199. と同時に、パナマは、2005年1月25日のイタリアの口上書以外に、パナマの連絡文書に対するイタリアからの応答を受け取っていない、と指摘する。パナマによると、イタリアは、正式の交渉を行おうとするパナマのすべての努力を暗黙裡に拒絶し、イタリアがパナマの連絡文書を受け取ったかどうかパナマが分からないようにして、パナマの意見交換義務の遵守を妨げた、という。

200. パナマによると、パナマは海洋法条約283条の義務を満たすためあらゆることを行ったけれども、イタリアはパナマの請願を無視してこの条約規定を

全く遵守するつもりがないことを示してきた、という。

201. パナマは、海洋法条約283条の定める意見交換はイタリアの沈黙により損なわれた、と主張する。このイタリアの沈黙は、イタリアとのこの紛争を相互の合意により解決しようとしたパナマの努力を妨げた。したがって、イタリアはパナマの連絡文書のいずれにも返答しなかったことによりこの意見交換を妨げた側の当事国であるから、矛盾行為禁止 (*venire contra factum proprium*) の原則に従い、パナマが条約283条の義務を履行することを妨げたイタリアは、パナマが怠慢によりその義務を履行しなかったと主張することは、もはやできない。パナマはまた、イタリアの沈黙は不誠実を示している、なぜなら、合理的な期間内にイタリアが返信しない理由は、問題が提起され討議されることを回避する以外にはないからである、という。

202. この点についてパナマは、生産的なあらゆる意見交換に対して及びこの問題を解決しようとするパナマの努力に対してイタリアが実質的に妨害したのであるから、両国間の連絡を通じての解決の機会は今も残っていると主張する。結論は正当化される、と主張する。

203. そして、パナマは、いずれにせよイタリアが応答しなかったことは、パナマがイタリアと誠実に協議しようと努力した事実を否定するものではなく、したがって海洋法条約283条の定める要件は満たされる、と主張した。

* * *

204. 海洋法条約283条1項は、次のように規定する。

「この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生ずる場合には、紛争当事者は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行う。」

205. 両裁判当事国は、海洋法条約283条の規定の解釈に関して異なる見解を示しており、また、この規定の定める意見交換の要件が満たされたかどうか及び Carreyó 氏がこれに関し適切にパナマを代表する権限を有していたかどうかについて、意見が一致していない。

206. 当裁判所が前述96項及び97項で結論づけたように、Carreyó 氏はパナ

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

マ代表者として一般的に権限を有しており、その権限は海洋法条約292条の手続きに限定されず、そして同氏はノースター号の差押えと抑留に関するすべてのやり取りにおいてパナマを代表する権限を適切に有していた。

207. ここで、海洋法条約283条の定める意見交換の要件が本件において満たされているかどうかの問題を検討しよう。

208. 海洋法条約283条は、紛争が生ずる場合、紛争当事者に対し、「交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行う」よう義務づけている(ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、暫定措置、2010年9月23日命令、*ITLOS Reports 2008-2010*, p. 58, at p. 67, para. 57を見よ)。当裁判所は、チャゴス諸島海洋保護区事件で仲裁裁判所が示した、「283条は、紛争の実質部分について交渉する義務として理解されるものではない。」(チャゴス諸島海洋保護区事件(モーリシャス諸島対英国)、2015年3月15日仲裁判断、378項¹³⁾)という見解を支持する。

209. ところで、Carreyó氏は、「2004年8月3日書簡」で、「両国政府の間の紛争を、国連海洋法条約287条が定める同条約の解釈または適用に関する紛争の解決の手段に従って決定させる」可能性について述べている。また、これに関して、前述92項で指摘したように、Carreyó氏は、パナマ代表者としてイタリア外務大臣に宛てた2010年4月17日付の書簡で、この「2004年8月3日書簡」で述べた内容を繰り返した。

210. 前述86項ですでに述べたように、2001年以降ノースター号の抑留とその抑留から生じる賠償金の問題について、いくつかの連絡文書がイタリアに送付されている。当裁判所は、これらの連絡文書は全体として、ノースター号の抑留とその抑留から生じた損害についての賠償金に関してイタリアと協議するためパナマが真に努力したことを示している、と考える。

211. また、Carreyó氏は、「2004年8月3日書簡」で、「この書簡は、国連海洋法条約283条の定めるところに従って、パナマ政府からイタリア政府に宛て

13) 訳者注：*RIAA*, Vol. 31, p. 519, para. 378.

た書簡である。」と述べているのみならず、「損害額を説明するためイタリア政府代表と会合を開く」用意があることも、示している。

212. 以上から、当裁判所は、イタリアは、2004年8月31日の口上書以降ノースター号の抑留から生じた諸問題に関してパナマが意見を交換しようとしたことを十分に知っておくべきであった、と結論づける。

213. なお、イタリアは、2005年1月7日の口上書を除いて、パナマからの連絡文書のすべてについて応答していない。これに関して、当裁判所は、速やかに意見交換を行う義務は両紛争当事国に等しく適用されることを、想起しておく(ジョホール海峡埋め立て事件(マレーシア対シンガポール)、暫定措置、2003年10月8日命令、*ITLOS Reports 2003*, p. 10, at p. 19, para. 38; ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、暫定措置、2010年9月23日命令、*ITLOS Reports 2008-2010*, p. 58, at p. 67, para. 58を見よ)。

214. パナマがノースター号の抑留に関して協議を開始し関連する損害の賠償を求めるため色々和努力したにも関わらず、イタリアは沈黙をしたままパナマからの連絡文書に応答しなかった。

215. 一方の当事国が両国間で生じた紛争の解決方法に関して意見を交換しようとしたことに対し他方の当事国が応答しないことは、当裁判所が283条の要件が満たされたと認定することを妨げない。

216. 当裁判所は、以前、「紛争当事国の一方が合意に到達する可能性が尽きたと結論づけたときには、その国は意見交換を継続するよう義務づけられない」、と判示したことがある(MOX工場事件(アイルランド対英国)、暫定措置、2001年12月3日命令、*ITLOS Reports 2001*, p. 95, at p. 107, para. 60. また、ジョホール海峡埋め立て事件(マレーシア対シンガポール)、暫定措置、2003年10月8日命令、*ITLOS Reports 2003*, p. 10 at pp. 19-20, para. 47; ARA リベルタード号事件(アルゼンチン対ガーナ)、暫定措置、2012年12月15日命令、*ITLOS Reports 2012*, p. 332, at p. 345, para. 71; アークティック・サンライズ号事件(オランダ王国対ロシア連邦)、暫定措置、2013年11月22日命令、

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

ITLOS Reports 2013, p. 230, at p. 247, para. 76 ; ルイザ号事件 (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008-2010*, p. 58, at p. 68, para. 63を見よ)。

217. 当裁判所は、イタリアはノースター号の抑留に関するパナマからの連絡を無視して両国の間での意見交換の可能性を排除した、と考える。したがって、パナマが意見交換を行う努力を続けても意味ある結果が得られないとして海洋法条約283条の定めるパナマの義務を履行したと考えたことは正当である、と考える。

218. 当裁判所は、本件の状況において、海洋法条約283条の要件が満たされている、と認定する。

219. したがって、当裁判所は、パナマが海洋法条約283条の定める意見交換の義務を履行していないとしてイタリアが提起した抗弁を、却下する。

* * *

220. 以上の理由で、当裁判所は、本件紛争を審理する管轄権を有すると認定する。

VII. 受理可能性についての抗弁

221. 次に、パナマの請求訴状の受理可能性についてのイタリアの抗弁を取り上げる。

222. イタリアは、その先決的抗弁書35項において、パナマの請求の受理可能性についての先決的抗弁を、次のように要約している。

(a) 本件請求訴状は、外交的保護の性格を、—それだけでないとしても—優越して有している。また、本件差押えの被害者とされる者はパナマ国民でなく、いずれにせよ、被害者はノースター号の不法な差押えによる損害についての請求に関してイタリアにおいて利用可能な国内的救済措置を尽くしていない。

(b) パナマは、時効のため及び禁反言により、本件事件をこの裁判所に有効

に付託することができない。なぜなら、船舶の差押えから18年が経過しており、またパナマがこの期間を通じて一貫性を欠く態度をとっていたからである。

1. 請求の国籍性

223. イタリアの主張によると、本件事件の事実が示しているように本件は明らかに外交的保護の事件であり、したがって、外交的保護に関して十分に確立した国際法規則に基づきパナマが有効に本件請求を付託できるのは、請求訴状において申し立てられた国際違法行為が自国民に影響を及ぼす場合のみ、である、という。

224. これに関してイタリアは、ノースター号はパナマ国籍を有する自然人または法人が所有し、艦装しまたは用船したものではなく、またイタリアの刑事裁判での被告人はパナマ国民でもないから、当裁判所はパナマの請求は受理できないと宣言すべきである、と主張した。

225. これに対し、パナマは、「本件事件は受理可能である、なぜなら、パナマは外交的行動によりあるいは国際的な司法手続をとることにより、自国民を保護する権利を有するからである」、と主張する。

226. パナマは、海洋法条約に基づき、自国で登録された船舶を保護する権利と義務を有しており、国際共同体の他の国がこの権利を尊重するよう平和的手段を用いる権利と義務を有する、と主張する。パナマによると、「イタリアの違法行為の被害者がパナマ国民でないからといって、本件請求が受け入れられないことにはならない、なぜなら、この請求は、パナマで登録された船舶を有する法人の財産が奪われたことを理由とするからである」、という。

227. パナマはまた、「もしイタリアがノースター号の国籍一本件請求の核心である一を考慮していたなら、イタリアは同船がパナマ国籍を保持していること及びパナマの権限ある機関が国籍を許与していたことを、無条件で受け入れなくてはならなかったはずである」、と主張する。パナマは、「ノースター号

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（2・完）がパナマ国籍を有していることが、パナマが海洋法裁判所に本件事件を付託した理由である」、という。

228. パナマは、自国の立場を支えるため、当裁判所のサイガ号事件（第2）判決に言及し、「旗国は、自国民でない自然人及び法人のために損害賠償を請求する権利を有する」、と述べた。

* * *

229. 当裁判所は、バージニア G 号事件判決で、次のように述べた。

「国際法上、自国民に関する国による外交的保護の行使は、その国の国民でない船舶の運航に関わる自然人または法人に関する損害について旗国が行う請求とは、区別しなくてはならない。」

（バージニア G 号事件（パナマ／ギニアビサウ）、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 48, para. 128)

当裁判所がサイガ号事件（第2）判決とバージニア G 号事件判決で述べたように、「これらのどの船舶も、複数の国籍の人たちから成る乗組員を擁する可能性がある。もし損害を被ったそれぞれの人がその本国からの保護を求めることが義務づけられるとすると、不当な苦難が生じることになる」（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 48, para. 107；バージニア G 号事件（パナマ／ギニアビサウ）、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 48, para. 128）。

230. 当裁判所は、サイガ号事件（第2）判決（これもまたバージニア G 号事件判決で言及されている）で、次のように判断している。すなわち、海洋法条約において、船舶は1つの単位とみなされており、このことは「船舶に関する旗国の義務、他国の行為により船舶に生じた損失または損害について賠償を求める旗国の権利、及び条約292条に基づき手続きを開始する旗国の権利、に関してである」（サイガ号事件（第2）（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア）、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 48, para. 106；バージニア G 号事件（パナマ／ギニアビサウ）、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 48, para. 126）。

231. 当裁判所は、パナマの旗を掲げるノースター号は、1つの単位であるとみなすべきであり、したがって、ノースター号、その乗組員及び船内の積載物並びに同船の船長及び同船の運航に関わりまたはその運航に利益を有するすべての人は、その国籍がいずれの国であるかに関わらず、旗国と関係を有する者として扱われなくてはならない、と判断する。

232. 以上より、当裁判所は、請求の国籍性を理由としてイタリアが提起した抗弁を、却下する。

2. 国内的救済の完了

233. 両当事国は、国内的救済の完了に関する海洋法条約295条の適用可能性について、意見が異なる。

234. イタリアは、次のように主張する。「本件事件の事実背景と異なり、パナマの請求は、ノースター号の船主の権利に関する『間接侵害』に—それだけでないとしても—優越して関係している」、「パナマの請求は擁護的性格(espousal nature)を有しており¹⁴⁾」、「したがって国内的救済完了の規則が適用されるが、これが満たされていない」。イタリアによると、この規則は国籍要件と無関係に適用されるから、パナマの請求は受理できない、という。

235. イタリアは、ILCが2006年に採択した外交的保護に関する条文案の18条の注釈に依拠しつつ、「2つの状況—外交的保護の分野で国籍国に関係する状況と、『当該船舶、船内のすべての物及び船舶の運航に関わるまたは運航に利益を有するすべての人』が被った被害について救済を求める場合のその旗国に関係する状況—の要素の1つは、その擁護的性格である」という。イタリア

14) 訳者注：判決のフランス語テキストは、「……外交的擁護(endossement diplomatique)に類似している」であり、英語テキストと意味合いが異なる。仏語テキストでは「外交的保護」と区別されるこの「外交的擁護」の語はこの後も何度か現れる(235項、242項、249項、251項)が、いずれにせよ一方当事者の主張の文脈でのみ用いられる語であり、特段ここで深く意味合いを考察する必要はなからう。

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

は、こういった状況において国籍国または旗国が提起する請求は、いずれも性質上「間接的」であるとして、次のように主張する。

「したがって、旗国による請求の提起が、船舶の運航に関わる者への救済を求めためである—それだけでないとしても—ことが優越する場合には、国内的救済完了の規則は外交的保護の事案と同じ根拠に基づき適用される。」

236. イタリアは、バージニア G 号事件判決に言及して、請求が「直接的」であるか「間接的」であるかを確認するため、当裁判所の判例法は「優越性基準 (preponderance test)」を一貫して適用しており、これは ILC の外交的保護条文案と ICJ の先例に従っている、という。イタリアは、これに関して、ILC の外交的保護条文案の14条の注釈に言及する。これは、次のように記している。

「混合請求の場合、請求の異なる要素を検討し及び直接要素と間接要素のいずれが優越するかを判断するのは、裁判所である。……この評価を行うにあたり考慮される主な要因は、紛争の主題、請求の性質及び請求されている救済である。例えば、紛争の主題が、政府職員、外交職員または国家財産である場合、その請求は通常は直接的であろうし、国家が私人である国民のための金銭的救済を求める場合は、その請求は間接的であろう。」

(*Yearbook of the International Law Commission*, 2006, Vol. II, Part Two, pp. 77-78)

237. これに関して、イタリアは、本件紛争の主題が関係しているのがスペイン内水で行われた民間船舶の差押えであること、そして、パナマが求める金銭的救済がノースター号の船主のためであることが優越していること、を主張する。

238. イタリアは、また、請求の性質及びパナマが求める救済が優越的に関係しているのは、ノースター号の船主の金銭的利益—それだけでないとしても—である、という。これに関して、イタリアは、「実際のところ、Carreyó氏は、民間の弁護士としての資格で行動して、ノースター号の船主の金銭的利益を擁護していた」し、「同氏が努力した唯一の理由は、ノースター号の船主

の利益のために経済的救済を得ることであった」、という。

239. イタリアは、次のようにいう。

「パナマが受けたという被害の間接的性格の優越性は、当該損害についての請求の内容から分かるのはもちろん、パナマの権利に対する直接侵害の根拠として本件請求訴状で依拠している海洋法条約規定がバラバラで明らかに関連性のないことから、確認される。」

イタリアによると、「したがって、イタリア共和国に帰属する海洋法条約違反は存在せず」、「本件請求は、擁護的性格が優越し、間接侵害に関係し、及びノースター号の船主のために救済を求めるものである、と言わざるを得ない」、という。

240. イタリアは、サイガ号事件(第2)判決とバージニアG号事件判決に言及して、これらの事件の事実関係は「本件事件と大きく異なるので、海洋法裁判所は『優越性基準』の適用可能性—その段階に至ったとしても—について異なる結論になるはずである」、と主張する。

241. イタリアの見解では、「バージニアG号事件についても、本件事件と重要な点で違いがある」、という。最も重要な違いは、「バージニアG号事件では、海洋法裁判所が認めるように、いくつかの海洋法条約規定が関係しており、被告国が実際にこれらの規定に違反したこと」である。イタリアの主張によると、「したがって、海洋法条約の明白な違反は、原告国が援用する被害の性質が直接的か間接的なかを確認するための優越性基準の適用に、影響せざるをえない」、また「バージニアG号事件と異なり、ノースター号事件では、パナマの請求訴状が依拠する海洋法条約規定は、本件事件の実事に関して明らかに適合しておらず、したがって明らかに根拠がない」、という。

242. イタリアは次のように主張する。

「パナマは、その意見書において、自国の請求の擁護的性格を明示的に認めたと上で、『パナマは外交的行動によりあるいは国際的な司法手続をとることにより、自国民を保護する権利を有する』と主張して、『パナマは、外交的行動によりまたは国際的な司法手続をとることにより、外交的保護を

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

行使する権利を有するが、このことは国際裁判所への正式の付託に限定されない』、と繰り返し述べた。」

243. イタリアは、管轄関係 (jurisdictional connection) に関する「適格性 (locus)」についてのパナマの主張に反論して、「『適格性』は差押命令の理由となった燃料供給活動が行われた場所によるのではない」とし、「当該国際違法行為、つまり差押えそれ自体が行われた場所による」、つまり「スペインの内水」である、と主張する。

244. イタリアは次のように述べる。

「国内的救済完了の規則の慣習法性は、一般的に受け入れられており、[国家責任条文案] 44条と2006年の ILC 外交的保護条文案14条に反映されている。」

また、「ICJ が認めたように、『国内的救済完了の規則は、慣習国際法の重要な原則を示している』」、という。

245. イタリアによると、「これが最も重要であるが、本件事件におけるこの規則の適用に関して、海洋法条約295条は、同条約から生じる紛争へのこの規則の関連性と適用を確認している」、という。

246. イタリアは、ILC の外交的保護条文案15条の定める国内的救済完了の規則の例外に言及した上で、これらの例外は本件事件には適用されない、と主張する。

247. イタリアは、ノースター号の差押えについて、同船の船主はその差押えについて争うためのいくつかの救済方法が利用できたが、船主に認められていた救済方法のすべてを尽くしてはいない、と指摘する。

248. イタリアはまた、「ノースター号の利用に係る会社は、民事訴訟を提起してイタリア民法2043条に基づき損害賠償を求めるべきであった」こと、「これらの会社は、イタリアの国内裁判所で差押命令により生じたという損害についての請求を提起するための5年間の期限を有していた」こと、しかし「この期限は2010年12月9日に到来し、結局船主側は何ら手続きをとらなかった」こと、を主張する。

249. 以上に照らして、イタリアは、当裁判所に対し、原告の請求は、擁護的性格を優越して有しており、国内的救済を尽くしていないため受理できないと判示し及び宣言するよう、要請した。

250. これに対し、パナマは、本件事件は受理可能である、なぜなら、「パナマは、外交的行動によりまたは国際的な司法手続をとることにより自国民を保護する権利を有するからであり、それだけでなく、国内的救済を尽くすという要件は、パナマが自国民を保護することを妨げていないからである」、と主張する。

251. パナマによると、「この請求は、外交的保護の請求ではないし、外交的擁護でも間接侵害に基づくものでもなく、「本件事件は海洋法条約が与えるパナマの権利への直接侵害に関わる事件であり、これらの違反の結果として被った損害について、賠償金が支払われなければならない」、という。

252. パナマの見解では、国内的救済完了の規則は本件事件には適用されない、なぜなら、イタリアがパナマ国旗を掲げるノースター号に対してとった行動は、海洋法条約上の旗国であるパナマの権利を侵害したからである、という。侵害されたその権利とは、「自国の船舶に、航行の自由と共に、特に海洋法条約33条、58条、……87条、111条及び300条が定める航行の自由に関連する海洋の国際的に適法なその他の利用とを、享有させる」権利である、という。

253. パナマは、ILCの外交的保護条文案15条が定める国内的救済完了の規則に対する例外についてのイタリアの主張に触れて、次のように述べる。

「国内的救済完了の規則が適用されるのは、原告が『間接的』につまり自国民を通じて被害を受けた場合のみである。この規則は、原告が他国の違法行為により直接に被害を受けた場合には、適用されない。この場合、国は、国際請求を提起する自らの独自の理由を有するからである。」

254. パナマはまた、イタリアがILC外交的保護条文案18条を援用したことに反論して、「この規定が扱っているのは、船舶の乗組員の保護のみであって、船舶それ自体の保護ではない」、という。パナマによると、18条は「本件事件には適用されない、なぜなら、本件は外交的保護の事件でないだけでなく、

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（2・完）
18条は船舶の乗組員の保護のみを扱っているからである」、という。

255. パナマは、サイガ号事件（第2）と本件事件には明白な類似性がある、と主張する。これに関して、パナマは、サイガ号事件（第2）判決において、
「海洋法裁判所が、国内的救済完了の規則が適用されるのは、『国の行為が、外国人に与えられる待遇に関する国際義務により要求される結果に合致しない状況を作り出した』場合である、と認めた。」

と指摘し、続けて、「セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が主張する権利侵害は、いずれも、外国人に与えられる待遇に関する義務の違反ではない」、と述べる。更に、「これらの義務はすべて、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島の権利への直接侵害であ」って、「同船の運航に係る者への損害はこれらの侵害から生じるものである」、「したがって、かかる損害についての請求は、国内的救済が尽くされなければならないとする規則には、服さない」、という。

256. パナマの見解では、ノースター号についても同じ状況が存在する、という。パナマが主張する権利は、外国人の待遇に関する義務に基づくのではなく、パナマ船舶の待遇に関する義務に基づくものであり、そのパナマの権利が侵害されたのである。したがって、国内的救済完了の規則は本件事件には適用されない、という。

257. パナマは、バージニアG号事件判決に言及して、この事件において、「裁判所は、国内的救済完了の規則は請求国が他国の違法行為により直接に被害を受けた場合は適用がない、と宣言した」、という。また、この事件において、「原告は、沿岸国の排他的経済水域における航行の自由及びその他の国際的に適法な海洋の利用の侵害について、争った」、という。「これに対して、海洋法裁判所は、海洋法条約において原告に属する権利について繰り返し述べ、その違反は原告に直接被害が生じることとなり、「海洋法裁判所は、侵害されたとされる権利の性質から、当該請求は全体として、原告に生じた被害に基づき提起されたものである、と認定した」、という。

258. パナマは、「バージニアG号事件の状況は本件事件と概ね類似している、

なぜなら、パナマは、本件事件においても、経済水域と公海における航行の自由に関する基本的権利を擁護しているからである」、と主張する。パナマの見解では、バージニア G 号事件での判決は本件事件に適用される、なぜなら、本件において、パナマは、特に航行の自由の侵害について請求しているのであり、「したがって、その請求は全体としてパナマ自身への被害に基づいて提起されている」からである、という。

259. パナマによると、バージニア G 号事件で、「海洋法裁判所の判断ではこの事件での優越性基準が国に生じた被害に有利に働いたため、裁判所は国内的救済を尽くす必要を排除した」として、「このことは、本件事件においても同様である」、と主張する。

260. パナマはまた、サイガ号事件(第2)判決に触れて、「国内的救済完了の規則は、差し押さえた国と訴訟を提起した旗国に代表される『自然人または法人』との間に『管轄関係』がない場合には適用がない」、と主張する。

261. パナマによると、国内的救済完了の規則が適用されるかどうかは、ノースター号の問題活動が行われた場所による適格性に依るのであって、差押えが行われた場所による適格性ではない。これに関して、パナマは、ノースター号の差押えは、同船がイタリアの領海の外の国際水域で行った活動を理由としている、と述べる。

262. この点について、パナマは、次のように主張する。

「本件事実が示すように、ノースター号はイタリアの領海の外に所在していたのであるから、イタリアは同船の運航に関税規則を適用する権利を持たない。なぜなら、イタリアと、ノースター号の間には、あるいはイタリアが認める船主、用船者、船長及び乗組員である法人及び自然人の間には、管轄関係がないからである。」

263. 最後に、パナマは、「いずれにせよ、イタリアでの裁判の終結により国内的救済は尽くされた」のであり、「『国内的救済の完了』についての主張は目的を失った」、と主張した。

* * *

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

264. さて、当裁判所は、国内的救済が尽くされなければならないとする規則が本件事件に適用されるかどうかを検討する。

265. 海洋法条約295条は、次のように定める。

「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、国内的な救済措置を尽くすことが国際法によって要求されている場合には、当該救済措置が尽くされた後でなければこの節に定める手続に付することができない。」

266. 当裁判所は、バージニア G 号事件判決で、次のように判示した。

「慣習国際法上十分に確立した原則であるが、国内的救済の完了は、外交的保護の行使のための前提条件である。この原則は、国連国際法委員会が2006年に採択した外交的保護条文案の14条1項に反映されている。この規定は、次のように定める。『国は、自国民……が受けた被害について、……当該被害者がすべての国内的救済を尽くしていないときは、請求を提出することができない』。同じく国際法上十分に確立しているが、国内的救済完了の規則は、請求国が他国の違法行為により直接に被害を受けた場合は、適用がない。」

(バージニア G 号事件 (パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at pp. 53-54, para. 153)

267. 当裁判所は、サイガ号事件 (第2) でセントヴィンセント及びグレナディーン諸島が主張するギニアにより侵害された権利の性質について、及び、バージニア G 号事件でパナマが主張するギニアビサウにより侵害された権利の性質について、検討した (それぞれ、サイガ号事件 (第2) (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)、判決、*ITLOS Reports 1999*, p. 10, at p. 45, para. 97、及び、バージニア G 号事件 (パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 54, para. 156)。

268. これに関して、当裁判所は、サイガ号事件 (第2) 判決とバージニア G 号事件判決と同じ方法に従うこととする。

269. 当裁判所は、パナマが主張するイタリアにより侵害された海洋法条約上の権利を検討して、前述122項と132項で、海洋法条約87条と300条が本件

事件に関係があるという結論を示した。

270. 当裁判所の見るところ、パナマが公海上で航行の自由を享有する権利は、海洋法条約87条に基づきパナマに属する権利であり、この権利の侵害はパナマへの直接被害である(バージニア G 号事件(パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 54, para. 157を見よ)。

271. 当裁判所は、当該船舶または船内の積載物に利益を有する者及び団体が被った損害についての請求は、パナマへの被害から生じる、と考える。したがって、当裁判所は、かかる損害に関する請求は国内的救済完了の規則には服さない、と結論づける。

272. 以上の理由で、当裁判所は、管轄関係の問題に関する両国の主張を取り上げる必要はない、と考える。

273. 以上に照らし、当裁判所は、国内的救済が尽くされてないことを理由にイタリアが提起した抗弁を、却下する。

3. 黙認、禁反言及び消滅時効

274. イタリアは、パナマの請求訴状は、黙認、禁反言及び消滅時効の諸原則の作用により受理できない、と主張する。イタリアによると、これらの諸原則はすべて ICJ 規程38条の意味における法の一般原則である、という。

275. まず黙認についてであるが、イタリアは、黙認の作用についてのすべての条件が本件事件で存在している、と主張する。イタリアによると、パナマは、本件事態が生じた日から本件請求訴状を提出するまでの18年以上¹⁵⁾の間、その請求を有効に主張したことがなかった、という。

276. イタリアは、仮にパナマが請求訴状を提出する以前のいずれかの時点で請求を行っていたとしても、パナマは長年にわたりその請求を継続しなかつ

15) 訳者注：ノースター号が差し押さえられたのが1998年9月、ITLOS への提訴が2015年12月なので、「17年以上」が正しい。なお、本誌前号「はしがき」の「18年経っての提訴」の記述(84頁)を「17年経っての提訴」に訂正する。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（2・完）

たことは明らかである、という。これに関して、イタリアは、2005年1月7日付の口上書でパナマが送った最後の連絡文書と、2010年4月17日付の Carreyó 氏の最後の連絡文書に、言及する。

277. イタリアは、Carreyó 氏の連絡文書はパナマの請求を有効に行ったものとはいえない、と主張する。仮にこの2005年1月7日付の口上書において請求が有効に行われたとしても、その2005年1月7日から、パナマの請求に関しパナマの無為が開始する。この場合でも、パナマは海洋法裁判所で請求を提起するまで10年11カ月もの間沈黙し続けていたことになる、という。

278. イタリアはまた、たとえ海洋法裁判所が Carreyó 氏の2010年4月17日の連絡文書はパナマの請求を有効に行ったものだと判断したとしても、パナマはその請求訴状を提出するまで5年8カ月もの間沈黙し続けていたという事実が残る、と主張する。

279. イタリアは、最初に請求の主張があった後長い間続けられることのなかった請求を掘り起こすようなことをして国を驚かせるべきでない、と指摘する。

280. イタリアは、パナマの請求訴状は損害賠償請求に関するものであり、短期間の消極的態度でもその請求が認められなくなるに十分であることを、強調する。

281. イタリアによると、イタリア外務大臣宛ての2010年4月17日付の Carreyó 氏書簡は、一議論のため、パナマはイタリアに対して請求を主張することができると仮定して—イタリアが損害賠償金を支払わないときは、パナマは合理的な期間内に海洋法裁判所に裁判手続を開始するつもりであると記している、という。また、イタリアは損害賠償の請求があったことを認識していなかったにせよパナマは5年8カ月の間するべき行動を行わなかったこと、パナマが応答しなかったことはパナマ側の黙認であること、したがってパナマの請求は受理可能でないこと、を付言する。

282. 第2の禁反言の原則について、イタリアは次のように主張する。すなわち、禁反言の原則は、国に対し一定の事実状況または法的状況に対して一貫した態度をとらなくてはならないとするものである。パナマがイタリアに対して明白

かつ明確な表明 (representation) を行いパナマがその表明に依拠したような場合は、パナマは裁判所においてその行動に反するような立場を擁護することは許されない。もしパナマがイタリアに向けた表明を今になって否認することが許されるのなら、イタリアは被害を受けることになる。

283. これに関して、イタリアは、2004年8月31日付のパナマの連絡文書と、Carreyó の2002年1月7日付の連絡文書及び2004年8月15日付の連絡文書に、注意を向ける。イタリアは、これらの連絡文書で、もしイタリアがノースター号を釈放せず合理的な期間内にパナマに対し損害賠償金を支払わないときは、パナマはイタリアに対し国際裁判手続を開始するつもりである、とする通知を受けた。また、2002年1月7日付の連絡文書では、Carreyó 氏はイタリアに対し、2001年8月15日付の連絡文書に応答するよう要請し、応答がなければパナマは21日以内に裁判手続を開始することを通知したのであるが、結局、パナマは提訴していない。

284. イタリアは、もしパナマが敏速に－イタリアにおいてパナマ¹⁶⁾が利用できる国内での救済手段を含む－請求を行っていたなら、パナマの請求の提起から受けるイタリアの被害はそれほど大きくはならなかったであろう、と指摘する。また、イタリアは、パナマの請求の提起が遅滞したことの結果を甘受することなどできない、と付言する。

285. イタリアは、以上の理由で、パナマは本件請求訴状に含まれる当該請求を付託することを禁じられる (estopped)、という。

286. 第3の消滅時効 (extinctive prescription) についてであるが、イタリアは、消滅時効は黙認と「密接に関係している」とし、消滅時効の趣旨は「時間の経過による法的関係の確実性」を確保することである、と述べる。

287. イタリアによると、パナマの損害賠償請求権が消滅したのは、パナマ法とイタリア法の問題としてだけではなく、他のほとんどの法域の法の問題としてである、という。イタリアは、また、時効のため国内的に行うことができ

16) 訳者注：文脈から、「パナマ側関係者」の意味であろう。

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

ない請求は自動的に国際レベルでも妨げられる、という。

288. 更に、イタリアは、「国際請求の時効の期間がどれだけかを一般的に宣言するよう [海洋法裁判所に] 求めているのではない。単純に、[裁判所に対し]、本件事件の状況において損害賠償という [パナマの] 特定の請求が時効により消滅していると宣言することを、求めている」、と付言した。

289. これに対し、パナマは、黙認、禁反言及び消滅時効に関するイタリアの主張を検討するのは、本件事件の本案に属することである、と主張する。その上で、パナマは、この抗弁について詳しく検討している。ただし、パナマは、「これらの抗弁を我々が議論することは、これらの諸原則が受理可能性の問題であるか本案の問題であるかの問題に予断を与えるものとみなしてはならない」、と述べている。

290. パナマは、国内法と異なり、国際法は、原告が請求を主張する期限を定めておらず、事案の事情を踏まえて国際裁判所が判断する事項であるとしている、と主張する。したがって、イタリアはイタリア法とパナマ法における出訴期限規定 (statutes of limitation) を海洋法裁判所での国際事件で指針として用いるべきと主張するが、パナマはこの考えに同意しない。

291. パナマは、イタリアが黙認を根拠として主張した内容に触れて、2015年のパナマの請求訴状は予期できなかったというのは誤解である、という。その理由として、特に、パナマは何度も、イタリアが損害を賠償しないのなら海洋法裁判所での裁判手続を開始するつもりであると告知したことが、挙げられる。また、イタリアはこの問題が解決していないことを知っていたこと、イタリアが応答せずあるいは応答を約束しながら応答しなかったためこの紛争の解決を遅らせたこと、そして、イタリア裁判所が1998年に当該船舶が差し押さえられ裁判を完全に終結させるまで7年間を費やしたことを、付言する。パナマは、特に2005年1月25日付のイタリアの口上書に言及する。この口上書は、イタリア大使館が、イタリア外務省から応答を受け取ったらパナマ外務省にその応答を転送するつもりである旨を記していたが、結局この応答は届けられていない、という。

292. パナマによると、パナマは、損害が増大していることをイタリアに繰り返し指摘し、またこれに関してパナマの2001年8月15日付書簡、「2004年8月3日書簡」及び2010年4月17日付書簡に言及してきた、という。これらの書簡は、特に、損害額は概算で600万米ドル以上であり、同船が運航できずまた船体の損傷が続いているため損害が日々増大していることを、記している。

293. パナマはまた、イタリアは損害が増大し続けていることを知っているし、しかもパナマの賠償請求に応答しようとしなかったのであるから、イタリア側が現在不当な損害を受けていると主張することはできない、と付言する。

294. 次に、パナマは、禁反言に関するイタリアの主張に対して、次のように主張する。まず、パナマは、イタリアに対し損害賠償を請求しないと述べたことはなく、その逆に、パナマは、「2004年8月3日書簡」及び2010年4月17日付の書簡で、もしイタリアが損害賠償金の支払いに同意しないなら海洋法裁判所で賠償請求をするつもりであることを、明言している。パナマはまた、禁反言の原則の要件は満たされていない、という。

295. 最後にパナマは、消滅時効に基づくイタリアの主張に触れて、国際法は請求を主張すべき期限を定めてはならず、国際裁判所がそれぞれの事案の状況に照らして時間の経過により請求訴状が受理可能であるかどうかを判断する、と主張する。

296. パナマによると、パナマは適当な期間内にイタリアに請求を行っており、このことは、すべての時効期間の進行ないし消滅時効の期間の進行を中断する効果と、請求に影響する可能性のあるその他すべての期間の進行を中断する効果を、有する。また、パナマは、イタリアに対し請求を行うことを完全に通知しているので、イタリアへの不正義あるいは不利益の危険はなくしたがって時効の原則は適用されない、と付言する。

297. パナマは、請求が遅滞したいくつかの原因を説明して、Savona 地方裁判所の判決が与えられたのが2003年で、Genova 控訴院がこの判決を支持したのが2005年であることを、指摘する。また、判決理由が示されたのが2009年であった、と付言する。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

298. パナマは、イタリアの主張に反対し、パナマの行動は権利の放棄を伴うとみなすこともパナマが請求を行うつもりがないと推論することもできない、と主張する。

299. 最後に、パナマは、「消滅時効、黙認及び禁反言の核である正当な期待 (legitimate expectations) の原則」の方法でイタリアが保護を受けることはない、と主張した。

* * *

300. さて、まず最初に、黙認、禁反言及び消滅時効に基づくイタリアの主張は本案段階で扱うべきであるとするパナマの主張に、触れておきたい。パナマはこの主張を、詳しく述べることなく傍論的に ITLOS 規則97条6項の枠内で行っている。この問題について、イタリアから反論はなかった。パナマはイタリアのこの主張を適当な方法で扱っており、当裁判所はこれに関して十分に情報を受けている。本件事件のすべての関連事情に照らすと、本件請求訴状が受理可能であるかどうかを確認するためにイタリアが示した上述の主張を当裁判所が検討しないとす理由はない、と考える。

301. 請求訴状の受理可能性の問題は、黙認、禁反言及び消滅時効を規律する十分に確立した国際法の原則に照らして、判断することができる。これらの原則は、海洋法条約293条に照らして、同条約に反しない範囲で援用することができる。

302. 両当事国は、これらの原則について争っていない。見解が異なるのは、本件裁判の事情においてこれらの原則が適用できるか、という点である。すなわち、イタリアはこれらを援用し、パナマはその適用可能性を否定した。

303. 黙認と禁反言の原則を支える理由について、ICJの裁判部は、メイン湾海洋境界画定事件において、次のように判示した。

「当裁判部の見るところ、いずれにせよ、黙認と禁反言の考えは信義誠実と衡平の基本原則に由来する。しかし、両者を根拠づける法的理由は、異なる。黙認は一方的行動により示される黙示的な承認と同義であり他方当事者が同意として解することができるものであるのに対し、禁反言は権利の

失効の考えと結びついている。」

(メイン湾海洋境界画定事件、判決、*ICJ Reports 1984*, p. 246, at p. 305, para. 130)

消滅時効についていうと、時間の経過は請求訴状が受理されないとする効果を有することがあることが、認められている(ナウル燐鉱山事件(ナウル対オーストラリア)、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1992*, p. 240, at pp. 253-254, para. 32を見よ。また、アンバティエロス請求事件(ギリシャ、英国)、1956年3月6日仲裁委員会判決、*Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 12, pp. 83-153, at p. 103を見よ)。

304. 黙認についていうと、パナマの請求は、2004年8月31日の最初の口上書とそれ以降のいくつかの連絡文書によって、イタリアの知るところとなっていた。イタリアは、パナマはノースター号の抑留から生じる請求を行うにあたり何年もの間沈黙し続けていた、この沈黙は黙認となる、と主張するが、この主張は、パナマの連絡文書に対しイタリアは何ら応答しなかったことを考慮すると、本件事件の事情において根拠があるとはいえない。当裁判所は、いずれの段階においても、パナマの行動はパナマが請求を放棄したとか請求の失効を黙認したと推論する余地がない、と判断する。

305. 以上より、当裁判所は、黙認に基づくイタリアの抗弁を却下する。

306. 次に、イタリアが依拠する禁反言について取り上げる。当裁判所は、ベンガル湾海洋境界画定事件((バングラデシュ/ミャンマー)、判決、*ITLOS Reports 2012*, p. 4, at p. 45, para. 124)で、禁反言の原則について次のように述べた。

「国際法上、禁反言の状況が存在するのは、ある国がその行動により一定の状況の外観を作り出し、他国がその国の行動に誠実に依拠して行動した場合は行動を控えたために自国に不利益が生じた、という場合である。禁反言の概念の効果は、国は、自国のその行動のため、一定の状況に同意していないまたは承認していないと主張することは許されない、ということである。これに関して、当裁判所は、北海大陸棚事件 ICJ 判決 (*ICJ Reports*

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

1969, p. 3, at p. 26, para. 30) とメイン湾海洋境界画定事件 ICJ 判決 (*ICJ Reports 1984*, p. 246, at p. 309, para. 145) の記述に留意する。]

307. 当裁判所は、禁反言の主な要件が本件事件において満たされていない、と考える。第一に、パナマは、特定の期限までにイタリアがパナマの請求について何らかの行動を行わなかったら請求を放棄するつもりだとは、文書でも行動でもまた黙認という形でも、表明したことはない。確かに、パナマは、イタリアが特定の期限までに船舶を釈放せず損害賠償も支払わなかった場合には裁判手続を開始するつもりだと述べていて、イタリアがパナマのその表明に応答しなかったにも関わらず、パナマは裁判手続を行わなかった。しかし、このことは、イタリアから応答がなかったことを理由に請求を放棄するつもりであるとの明白かつ明確な表明であると解することはできない。第二に、イタリアは、パナマのこの表明のために自国の被害に対応するよう行動させられたことを証明する証拠を、提出していない。

308. これらの理由で、当裁判所は、禁反言に基づきイタリアが提起した抗弁を、却下する。

309. 最後に、パナマの請求が、消滅時効の原則の作用のためにつき時間の経過による請求の失効のために、妨げられるかどうかの問題を扱う。

310. ILC は、国家責任に関する条文案の45条の注釈で、次のように述べている。「請求が被告国に通知された後は、その提訴(例えば国際裁判所への)が遅滞しても、通常はその請求が受理可能でないとされることはない」(*Yearbook of the International Law Commission*, 2001, Vol. II, p. 123, para. 10)。

311. また、海洋法条約も一般国際法も、当裁判所への裁判手続の開始についての期限を定めてはいない。ICJ は、次のように述べている。

「当裁判所は、適用のある条約規定がない場合であっても、原告国の側の遅滞により請求訴状が受理可能でないとされることがあることを、認識している。ただし、国際法は、この点について特定の期限を設けていない。そのため、当裁判所が、時間の経過により請求訴状が受理可能でないとされ

るかどうかについて、各事案の事情に照らして判断することになる。」

(ナウル燐鉱山事件(ナウル対オーストラリア)、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1992*, p. 240, at p. 253, para. 32)

312. ナウルは、ナウル燐鉱山事件において、その独立後20年以上経ってから請求を行った。しかし、ICJは、この事件の事情において、ナウルの請求訴状が時間の経過により受理可能でないとされることはない、と判示した。

313. 2004年8月31日の口上書を始めとして、船舶の抑留を問題とし賠償金を求める連絡文書は、これまで何度も送付されている。当裁判所は、パナマは初めて請求を行った時以降その請求を継続しなかったわけではなく、したがって本件請求訴状は受理可能でないとはいえない、と判断する。

314. 以上に照らし、当裁判所は、消滅時効に基づくイタリアが提起した抗弁を、却下する。

* * *

315. 以上の理由で、当裁判所は、パナマが提出した請求訴状は受理可能である、と判断する。

VIII. 主文

316. 以上の理由で、当裁判所は、次のように判示する。

(1) 21対1で、

当裁判所の管轄権についてイタリアが提起した先決的抗弁を却下し、当裁判所は本件紛争に対し裁判を行う管轄権を有すると認定する。

賛成：GOLITSYN 所長；BOUGUETAIA 次長；CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、HEIDAR 各裁判官；EIRIKSSON 特任

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

裁判官

反対：TREVES 特任裁判官

(2) 20対2で、

パナマの請求訴状の受理可能性についてイタリアが提起した先決的抗弁を却下し、本件請求訴状は受理可能であると認定する。

賛成：GOLITSYN 所長；BOUGUETAIA 次長；CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、HEIDAR 各裁判官；EIRIKSSON 特任裁判官

反対：COT 裁判官；TREVES 特任裁判官

本判決は、2016年11月4日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれパナマ共和国政府とイタリア共和国政府に送付する。

(GOLITSYN 国際海洋法裁判所長の署名)

(GAUTIER 国際海洋法裁判所書記の署名)

(Cot 及び Heidar 各裁判官が、ITLOS 規則125条2項により与えられた権利を行使して、本判決に宣言を付した。また、Wolfrum 及び Attard 両裁判官が、ITLOS 規程30条3項により与えられた権利を行使して、本判決に共同個別意見を付した。Ndiaye 及び Lucky 各裁判官が、ITLOS 規程30条3項により与えられた権利を行使して、本判決にそれぞれ個別意見を付した。Trevés 特任裁

判官が、ITLOS 規程30条3項により与えられた権利を行使して、本判決に反対意見を付した。)

Treves 特任裁判官反対意見

1. 残念なことに、私は、国際海洋法裁判所は管轄権を有しパナマの請求訴状は受理可能であると認定したことに、賛成できなかった。私が本件判決のとりアプローチを共にしなかったのは、裁判所は管轄権を有せずパナマの要請は受理できないと確信したからである。この反対意見は、私のこの確信を支える主な理由を説明するものであるが、この反対意見で論じられていない点について私が判決に同意したと解すべきではない。
2. 私は、判決主文の2点について、反対票を投じた。もし主文が、管轄権と受理可能性についてのイタリアの抗弁のそれぞれについて個別に投票できるように分けられていたなら、特任裁判官である私を含む裁判官たちの立場の細かいニュアンスが、かなり透明に現れたものと思う。

海洋法条約287条に基づくパナマの宣言と裁判所の管轄権の範囲

3. パナマは本件事件を付託するに当たり海洋法条約287条に基づく両当事国の宣言に依拠したが、この宣言は、286条に基づく義務的管轄権を与えるために付託される裁判所についての両国の意向を示すものである。イタリアの宣言は1997年に行われ一般的な文言で定式化されているのに対し、パナマの宣言は2015年に行われ、パナマとイタリアの間の「パナマ国旗を掲げるノースター号の抑留により生じた海洋法条約の解釈または適用に関する」紛争にのみ関係するものである。
4. 287条に基づく宣言を特定の1事件に限定することがこの規定と両立するのかは、議論があるところである。私はこの点については論じるつもりはない。なぜなら、当裁判所は、それが正しいか誤りかはともかく、ルイザ号事件判決

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（2・完）

の先例でこの問題を解決したという立場であるためである。

5. 私がパナマの宣言について述べたのは、裁判所の事項的管轄権は宣言に含まれるもの一つまりノースター号の抑留から生じる紛争一を越えることができないことを、強調するためである。「抑留（detention）」の語（この語よりも技術的で狭い語である「差押え（arrest）」を、パナマの請求訴状では「抑留」と一緒に用いている）が用いられるのは、船舶が、国の主権下にある港または停泊地から離れることを、その国の当局から妨げられる場合である。このことは、特に、海洋法条約292条1項がこの語を用いていることから明らかである。
6. 本件判決は、パナマとイタリアの間に紛争が存在すると認定しつつ、その紛争の対象が何かを特定することを慎重に回避している。判決がそのような目的は、私の見るところ、本件紛争と海洋法条約87条との関係を明らかにすることであるが、ここがこの判決で私が最も疑問のある点である。この点については後に論じる。パナマの宣言を正しく読むなら、宣言の対象からこの関係が十分に排除されるはずである。

Carreyó 氏の地位と283条の要件

7. 判決は、Carreyó 氏がイタリア当局宛てに送った様々な連絡文書がパナマ代表者からのものとみなすことができるかどうかについて長々と検討して、2004年8月31日にパナマの口上書を受け取ったとき以降、「イタリアはパナマが Carreyó 氏に代表権限を与えたことを十分に了知していた」¹⁷⁾ こと、及びこの口上書が「一般的な文言でパナマ代表者としての Carreyó 氏の権限を記しており、その権限は、海洋法条約292条に基づく裁判手続に限定されていないし、また提訴前の段階で同氏がパナマを代表することを妨げるものでもない」、と結論づけた（判決96項）。

17) 訳者注：この引用は判決96項と思われるが、判決文と文言が異なっている（裁判所書記局が仏訳したものも同様）。ここでは、判決96項の通りに訳した。なお、この次の引用部分の原文は、判決96項と同文である。

8. しかしながら、2004年8月31日のこの口上書を丁寧に読むと、この結論は、裁判所が判決96項で述べたほどに「明白かつ明確な」とは言い難い。この口上書は、Carreyó氏は「ハンブルグにある国際海洋法裁判所 (Court¹⁸⁾ of the International Tribunal for the Law of the Sea) において」パナマの代表者として及びノースター号の利益の代表者として行動する、と述べている¹⁹⁾。この口上書は、Carreyó氏が代表者として行動する「手段 (means)」として、2000年12月2日の書簡に言及している。この書簡の存在をイタリアが知ったのは、Carreyó氏が2004年8月31日のファックスでその写しをイタリアに送信した時であり、このファックスは、同氏を、「ノースター号事件においてパナマ政府に代わるものとして行動すること」を許可したと記していて、誤解させる内容となっている。というのは、2000年12月2日の書簡の文面は、Carreyó氏に、そのような広範な代表権を与えてはいないからである。この書簡は裁判所書記宛てであって、Carreyó氏が「国連海洋法条約292条に規定するように」海洋法裁判所においてパナマを代表する権限を与えられたこと、及び、同氏が裁判所においてノースター号の利益を代表すること、を記している。つまり、Carreyó氏の権限は早期釈放裁判に限定されているのであり、この早期釈放裁判は Carreyó氏を代表者とするパナマが直接に提起すべきなのか、それとも292条2項に基づきパナマ「に代わるもの」としてノースター号の代表者である Carreyó氏が提起すべきなのかは、明らかではない。

9. イタリアが、これらの文書に基づき、Carreyó氏の権限が関係するのは早期釈放裁判のみであると考えたのは、もっともなことである。また、イタリア

18) Treves 裁判官反対意見脚注1：原文ママ。スペイン語の原文が正しい。

19) 訳者注：この項に関して、2カ所の文言の修正を記しておきたい。まず、この訳者注が付されている文面であるが、これは判決90項の内容を再録している。本誌前号108頁では「パナマ共和国を代表して及びノースター号の利益のために」と訳出したが、この反対意見の訳文に合わせて「パナマ共和国の代表者として及びノースター号の利益の代表者として」に修正する。もう1つであるが、この反対意見8項で判決96項の「明白かつ明確な (clear and unequivocal)」の文言を引用しており、この文言は判決282項と307項でも繰り返されている。本誌前号109頁の判決96項では“unequivocal”の語と合わせて「明確な」と訳したが、「明白かつ明確な」に修正する。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決 (2・完)

がそのように考えたのは、2004年から2015年4月29日まではイタリアとパナマが ITLOS の事件の当事国でありえたのは早期釈放裁判のみであったことを考慮すると、なお一層理解できる。実際のところ、パナマが287条に基づく宣言を行ったのは2015年4月29日であり、そのため、争訟事件のための権限ある裁判所は、附属書Ⅶ仲裁裁判所であって ITLOS ではなかった。

10. イタリアが Carreyó 氏の連絡文書に対し対応しなかったのは、また同氏に限定的な権限を与えたパナマの口上書にも対応しなかったのは、恐らくは儀礼的には遺憾なことであるけれども、理解できるしもっともなことであって、そして不誠実の証拠でないことは確かである。

11. 以上に照らし、私は、283条に基づく意見交換がなかったことの責め (fault) はイタリアにあるとする裁判所の見解を、共有できない。それにも関わらず、この意見交換は行われていないという事実が、今なお残っている。つまり、裁判所の管轄権のための必要な前提条件が欠けているのである。

主張されている紛争と海洋法条約87条

12. 私の見るところ、Carreyó 氏の地位についての当然の疑義は、イタリアが同氏の主張に反論しなかったことを正当化すると共に、パナマとイタリアの間には法的な意味における紛争は存在しないとするイタリアの見解を支えるものである。それにも関わらず、裁判所は、紛争の対象を特定しないまま、紛争が存在するという結論に達した。また、裁判所は、その紛争は海洋法条約の解釈または適用に関するものであるという考えを受け入れた。裁判所は、その理由について、パナマが、条約87条違反を援用して Savona 地方裁判所の検察官による差押命令が公海で行われた活動に関係していると主張したから、と述べる。

13. 私は、裁判所のこの考えに同意しない。この考えは、恐らくは、暫定措置裁判において、管轄権が一応 (*prima facie*) 存在するという見解を支持するためなら、用いることができよう。しかし、本件裁判のように管轄権につい

ての先決的抗弁に関する判断は判決により決定されるものであり、一応 (*prima facie*) 決定されるのではない。私の見解では、管轄権の存在についての請求を申し立てるためには、より厳格な基準に服することが必要であった。この基準は、両国の主張に限定されるべきでなかった。管轄権の問題は、裁判所が、管轄権を有することについて満足するものでなくてはならない。

14. 特に、裁判所は、次の事実を考慮すべきであった。まず、イタリアが裁判を行う主権的権利を行使したのは、ノースター号を道具として用いた、イタリアの関税法の違反を構成するとされる犯罪行為についてであった。この裁判を行っている時期の1998年8月11日に、Savona 地方検察官は、罪体であるノースター号の差押命令を発した。同船は、1998年9月に Palma de Mallorca 湾でスペイン当局の協力により実際に差し押さえられた。2013年3月13日に、Savona 地方裁判所は、被告人に対し無罪を宣告し、船舶の差押えを無効とした。この無効判決は、控訴がなされなかったため確定した。被告人に対する無罪判決は、Genova 控訴院に控訴されたが、その後同控訴院により支持された。

15. 公海上のヨットへの燃料供給が適法であるかどうかについては、パナマとイタリアの間に見解の違いはない。両国とも、適法であることを認めている(イタリアは、Savona 地方裁判所と Genova 控訴院の裁判に従い司法府の見解として)。両国間に残された問題は、イタリアが嫌疑のある犯罪を裁判する主権的権利を行使した際にノースター号が被った損害の問題のみである。しかし、その損害は違法行為の結果である、ということとはできない。そうであっても、賠償金 (reparation) を請求しようと、いえないことはない。イタリアの国内法制は、そのような賠償金を得る方法を用意している。恐らくは、国際法上も賠償金を請求しうるとする余地があろう。しかしそれは違法行為についての賠償金ではない。また、その賠償金は、海洋法条約の解釈または適用に係るような形での請求であろうか。私は、そうは思わない。海洋法条約において、違法ではない行為により引き起こされた損害についての補償 (compensation) を定める規定が1つだけある。それは、110条3項である。しかし、本件事件は、その適用対象ではない。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（2・完）

16. 以上述べたことで、私は、ノースター号の抑留から生じた紛争は、海洋法条約の解釈または適用に何ら関係しないとするに十分である、と思う。

17. 裁判所は、海洋法条約87条のほかにも300条も、裁判所の管轄権の判断に関係しうる、と述べた。本件判決で適切に想起された先例によると、信義誠実と権利濫用に関する300条はそれ自体に基づき援用することはできないから、権利濫用または信義誠実の欠如が87条の解釈または適用との関係で適用されると判示しなくてはならなくなる。この考えは、従前の議論に照らすと、支持できない。

18. 私は、これらの争点のいくつかは本案に属すると考えることが可能であることを、認識している。仮にそうであるとすると、このことは、裁判所が、ITLOS 規則97条6項に基づき当該抗弁が専ら先決的な性格を有するものでないと言明する理由にならう。

国内的救済の完了

19. 本件判決について私が同意しない別の点は、裁判所が、国内的救済を尽くしていないことを理由に、パナマの請求訴状の受理可能性についてのイタリアの抗弁を却下したことに、関係する。裁判所は、国内的救済完了の規則に言及しながら、バージニアG号事件判決で裁判所がとった立場について論じなかった。その判決では、裁判所は、ILC 外交的保護条文に依拠して、特定の事件において請求が「直接的」か「間接的」かどうかをつまみ「優越性基準が適用されるか」どうかを、確認しようとした。しかし、本件事件では、裁判所は、簡単に次のように述べた。すなわち、87条と300条は「関連性がある」と結論づけたため、パナマの請求は「自国への被害を理由に提起された」こと、したがって、人及び団体への損害についての請求はパナマへの被害から生じるのであって、国内的救済完了の規則には服さない、と。

20. そのため、人と団体に対する損害についての請求は、この事件の源でありまた間違いなくこの事件の理由であるにも関わらず、パナマが被った直接の

被害と比較して優越性の有無を判断するために検討すらされていない。この方法に従うと、優越性基準が適用される混合事件(mixed cases)は、存在しないことになる。そして、その実際的な効果は、295条の関連性を排除するかあるいは徹底的に減じることとなる。この効果は明らかに海洋法条約と矛盾し、また条約において賢明に作り上げられた国内法と国際法の関係を害することになる。

(T. Treves 裁判官の署名)

(2022年7月10日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(JSPS 科研費19H00567)による成果の一部である。